

諮問日：令和３年３月１８日（令和２年度（情）諮問第３１号）

答申日：令和３年７月２６日（令和３年度（情）答申第１３号）

件 名：東京地方裁判所における特定の係の本人訴訟の事件の弁論準備手続の頻度
等が類推できる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第１ 委員会の結論

「東京地方裁判所民事第１２部のＡ係に係属した本人訴訟の事件（原告又は被告のいずれかに弁護士がいたもの）の直近５件の弁論準備手続の頻度・間隔が類推できる，事件ごとの弁論準備手続が行われる日の裁判官や書記官の出勤記録，会議室の使用簿，その他の司法行政文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２ 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，東京地方裁判所長が令和２年１２月１１日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３ 苦情申出人の主張の要旨

１ 請求文書

請求人の請求文書は，「弁論準備手続の頻度・間隔が類推できる」「司法行政文書」である。なお，「東京地方裁判所民事第１２部のＡ係に係属した本人訴訟の事件（原告又は被告のいずれかに弁護士がいたもの）の直近５件」は対象の裁判，「事件ごとの弁論準備手続が行われる日の裁判官や書記官の出勤記録，会議室の使用簿」は対象文書の例示である。

2 対象となる文書の例

(1) 裁判官，裁判所書記官の出勤記録

弁論準備手続の頻度・間隔が類推できるものとしては，弁論準備手続が行われた日の担当裁判官や担当書記官の出勤記録が挙げられる。弁論準備手続が行われた日の出勤又は休暇の記録により，その日を類推することができるからである。

例えば，３月１日，同月１５日及び同月３０日に弁論準備手続が行われたとする。そうすると，この日の出勤又は休暇の記録を開示することにより，実際に出勤していたか否かに関係なく，この日に弁論準備手続が行われたことが類推できる。

裁判官の出勤記録は，平成２９年２月２４日（平成２８年度（最情）答申第４７号）答申で不存在とされているが，担当書記官は，国家公務員として勤務している以上，当然，その出勤記録は作成されている。請求文書は「弁論準備手続の頻度・間隔が類推できる」「司法行政文書」であり，裁判官の出勤記録に限定していない。

よって，請求文書を作成又は取得していないとする判断は誤りである。

(2) 会議室の使用簿・スケジュール管理簿

弁論準備手続を行うには，その場所や時間を確保する必要がある。そして，時間の重複を避けるため，場所やスケジュールの管理が不可欠であり，文書での管理が行われていると考えられる。仮にこれらを文書で管理していないのであれば，裁判官や裁判所職員の記憶を頼りに，弁論準備手続が行われることになる。

しかし，多数の事件を受け持つ裁判所が，全てを記憶を頼りに管理しているとは一般には想定し難い。

場所や裁判官のスケジュールを管理している文書であれば，弁論準備手続の頻度・間隔を類推することができる。

よって、作成された文書を作成又は取得していないとする判断は誤りである。

(3) 遠隔カメラの映像

裁判所では、「東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎遠隔カメラ設備保守」をT O Aエンジニアリング株式会社に委託しているとおり、東京地方裁判所には、遠隔カメラが存在している。

取扱要綱では、電磁的記録も開示対象となる司法行政文書に含まれることから、このカメラの記録も開示請求の対象となる。

そして、対象の裁判の当事者が写った映像は、その日に弁論準備手続が行われたと類推することができることから、請求人の請求している文書に該当する。

よって、作成された文書を作成又は取得していないとする判断は誤りである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出は、「東京地方裁判所民事第12部のA係に係属した本人訴訟の事件（原告又は被告のいずれかに弁護士がいたもの）のうち、直近に実施された5件の弁論準備手続の頻度・間隔が分かる司法行政文書」の開示を求めるものである。

東京地方裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、作成又は取得しておらず存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、①弁論準備手続が行われた日の担当書記官の出勤記録、②弁論準備手続が行われる場所や裁判官のスケジュールを管理している文書、③対象の裁判の当事者が写った遠隔カメラの映像が存在する旨主張する。

しかし、①につき、担当の裁判所書記官の出勤の有無から本件開示申出の対象となっている弁論準備手続期日の開催の有無を類推することはできないから、①の文書は本件開示申出文書に該当しない。

また、②につき、東京地方裁判所において、弁論準備手続を行う場所やスケジュールの管理は、事件処理システムを使用して行われているところ、このような期日の管理は、専ら裁判事務に関するものであって、同システム内の情報が直ちに司法行政文書に該当するものではない。

なお、東京地方裁判所において、同システム内の弁論準備手続の期日管理に関する情報を司法行政文書として作成又は取得したこともない。

さらに、③につき、東京地方裁判所は苦情申出人が主張する遠隔カメラの映像を保有していない。

3 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和3年3月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月11日 | 審議 |
| ④ | 同年7月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、「東京地方裁判所民事第12部のA係に係属した本人訴訟の事件（原告又は被告のいずれかに弁護士がいたもの）のうち、直近に実施された5件の弁論準備手続の頻度・間隔が分かる司法行政文書」の開示を求めるものである。苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として、①弁論準備手続が行われた日の担当書記官の出勤記録、②弁論準備手続が行われる場所や裁判官のスケジュールを管理している文書、③対象の裁判の当事者が写った遠隔カメラの映像を例示として挙げ、これらの文書が存在する旨主張する。

そこで、上記について検討すると、①弁論準備手続が行われた日の担当の裁判官又は書記官の出勤記録については、裁判官の出勤記録は作成されていないのであり、担当の裁判所書記官の出勤の有無から弁論準備手続期日の開催の有

無を類推することはできないから、①の文書は本件開示申出文書に該当しないと認められる。

次に、②弁論準備手続が行われる場所や裁判官のスケジュールを管理している文書については、委員会庶務を通じて確認したところ、東京地方裁判所において、弁論準備手続を行う場所やスケジュールの管理は事件処理システムを使用して行われている。このような期日の管理は、裁判の訴訟指揮に関する事項であり、専ら裁判事務に関するものであって、同システム内の情報が直ちに司法行政文書に該当するものではない。また、上記情報が裁判の訴訟指揮に関する事項であるという情報の性質を踏まえれば、東京地方裁判所において、同システム内の弁論準備手続の期日管理に関する情報を司法行政文書として作成又は取得したこともないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

さらに、③対象の裁判の当事者が写った遠隔カメラの映像については、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京地方裁判所は保有していないとのことであり、これを否定し得る特段の事情もうかがえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子